

厚生科学審議会疾病対策部会運営細則(改正案)

改 正 後	改 正 前
<p>(委員会の構成)</p> <p>第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」という。)により構成する。</p> <p>(部会の庶務)</p> <p>第八条 部会の庶務は、厚生労働省健康局がん・疾病対策課及び難病対策課において総括し、及び処理する。</p>	<p>(委員会の構成)</p> <p>第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する者(以下「委員会委員」)により構成する。</p> <p>(部会の庶務)</p> <p>第八条 部会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において総括し、及び処理する。</p>

(改正の理由)

組織再編等のため